

令和6年2月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

介護ベッド用手すりについての注意喚起について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 3件  
(うち食器洗い乾燥機1件、扇風機1件、  
食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12件  
(うち乳幼児用リクライニング椅子1件、草刈機1件、  
テレビ受信機用ブースター1件、卓球台1件、  
加湿器(スチーム式)1件、介護ベッド用手すり1件、  
電気洗濯機2件、IH調理器1件、スピーカー(充電式)1件、  
介護ベッド1件、バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202200777、A202300092、A202300324を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。









# 医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名

記入日: 年 月 日

## チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。  
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れましょう。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
<p>①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>＜事故事例＞ 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。</li> <li>●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。</li> <li>●JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 
<p>②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>＜事故事例＞ ベッドの背中を上げた状態で、介護者が目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。</li> <li>●すき間を埋める対応品を利用しましょう。</li> <li>●JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 
<p>③サイドレール等に頭が入り込みそうなき間はありますか？ (頭の入り込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)</p> 	<p>＜事故事例＞ ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●カバーで覆われたサイドレールや後付カバー等を必要に応じて利用しましょう。</li> <li>●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 
<p>④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？</p> 	<p>＜事故事例＞ 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。)</li> <li>●カバーで覆われたサイドレールや後付カバー等を必要に応じて利用しましょう。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付カバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

※2015年12月のJIS改定では「23.5cm以上」が「31.8cm以上」に変更されていますが、安全上重要な点は改正後も同等とされています。

作成: 2020年12月10日

**S** 医療・介護ベッド安全普及協議会

【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org>

【お問い合わせ先】03-3648-5510 平日:10時～17時(土日祝、年末年始を除く)

ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300995	令和6年1月25日	令和6年2月8日	乳幼児用リクライニング椅子	死亡1名	乳児(0歳)が当該製品を使用中、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和6年2月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300996	令和5年10月24日	令和6年2月8日	草刈機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	令和5年11月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202300997	令和6年1月25日	令和6年2月8日	テレビ受信機用ブースター	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300998	令和5年12月20日	令和6年2月8日	卓球台	重傷1名	公共施設で当該製品を移動させたところ、当該製品が倒れ、右足指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月29日
A202300999	令和6年1月4日	令和6年2月8日	加湿器(スチーム式)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月2日
A202301000	令和6年1月27日	令和6年2月8日	介護ベッド用手すり	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品の上側端部に衣服の襟が引っかかった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施(特記事項を参照)

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301001	令和6年1月31日	令和6年2月9日	電気洗濯機	火災	入浴施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202301002	令和6年1月12日	令和6年2月9日	IH調理器	火災	当該製品の上に置いていた調理用具が焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月30日
A202301003	令和6年1月17日	令和6年2月9日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製の充電ケーブルに接続して充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙し、周辺を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202301004	令和6年1月30日	令和6年2月9日	電気洗濯機	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202301005	令和5年10月27日	令和6年2月9日	介護ベッド	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品と床の間に挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年11月15日
A202301006	令和5年7月7日	令和6年2月9日	バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和5年10月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし